

鹿児島県介護サービス情報公表制度調査指針

平成25年2月7日策定

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第3項の規定により行う介護サービス情報の公表に係る調査（以下「調査」という。）の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条47の2の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1 調査の対象となる事業所は、次のとおりとする。

（1）報告内容に虚偽が疑われる場合

（2）公表内容について、利用者等から通報があった場合

附則

この指針は、平成25年2月7日から施行する。